

仕様書

1. 業務名:平成 29 年度 電気自動車普及促進事業に係る効果検証等委託業務

2. 背景と目的

本市は平成 21 年 1 月に国より「環境モデル都市」の認定を受け、基準年(2003 年)の CO2 排出量約 32 万 t-CO2 に対し、2030 年度までに約 4 割、2050 年度までに約 7 割を削減する目標を掲げ、CO2 排出削減に向けた様々な取り組みを進めている。

しかしながら、本市は公共交通が脆弱であり、自家用車への依存度が高いことから、運輸部門の CO2 排出寄与が高いといった課題がある。また、高い自動車燃料コストが島民の生活を圧迫し、台風等により頻発する停電は島民の Quality of Life(QOL)を下げる大きな要因となっている。

上記の問題解決に向けては、電気自動車を活用することにより、CO2 排出削減、市民の生活コスト低減や安心安全の確保など持続可能で豊かな島づくりに繋がることから、電気自動車の普及促進を図ることを目的とする。

3. 事業の内容

平成 28 年度の調査事業により、電気自動車普及に向けて、①電気自動車に対する誤った認識の解消、②充電設備の利便性向上及び不安感の解消、③電気自動車を所有することのメリットの拡大、④電気自動車の大量普及に備えたメンテナンス体制の構築が課題として整理された。

上記課題を踏まえて、①電気自動車に関する情報発信・啓発の強化、②持続的に維持可能な充電網の整備、③電気自動車を所有することのメリットの創出、④電気自動車のメンテナンス体制の構築に向けて取り組む。なお、事業全体の詳細については、平成 28 年度に策定した「宮古島市電気自動車普及に係る基本計画書」(基本計画書)を参照すること。

4. 委託業務の内容

この委託業務は、上記事業のうち、以下の内容を業務の範囲とする。なお、以下の範囲は、必須事項であり、本業務は公募型プロポーザルで事業者を選定することとしていることから、選定された受託事業者の提案に基づき業務の内容を定めるものとする。

(1) 電気自動車に関する情報発信・啓発の強化

- ✓ 電気自動車を使用することのメリット・デメリットを正確に理解してもらうために必要な情報を定期的に市民に届ける仕組みづくりの検討
- ✓ 自動車のヘビーユーザー向けのパンフレット内容検討及び作成
※印刷 200 部含む
- ✓ 電気自動車のメリットを実感してもらうことを目的とした数週間程度の電気自動車体験利用の実施
※車両の管理(リース等による調達含む)、モビリティマネジメントによる電気自動車利用の動機づけ、体験者への貸出手続き、ヒアリング・アンケート実施等を想定
- ✓ 上記内容を踏まえた施策の効果検証

- (2) 持続的に維持可能な充電網の整備
 - ✓ 充電設備整備及び課金システム導入による効果検証
整備前と整備後に利用者へ利便性等について、アンケート又はヒアリング等を実施する。
 - ✓ 集合住宅への充電施設整備に向けた課題整理・対策検討
 - ✓ 勤務先充電の実現性及び課題の検討
- (3) 電気自動車を所有することのメリットを創出するための仕組みづくり
 - ✓ 電気自動車導入補助金等の普及促進策が適正であるか検証し、今後の対策を検討する。
 - ✓ 中古車市場を具体化するための課題の洗い出し・対策の検討
ネット販売を含み中古電気自動車の取引は行われているが、購入後の不安感を解消するために必要な対策を明らかにするため、市場調査により実態を把握し、課題の洗い出しを行う。
 - ✓ その他メリットの創出に繋がる施策の検討
- (4) 電気自動車のメンテナンス体制の構築に向けた検討
 - ✓ 市内の自動車整備事業者の人材育成に係るニーズを把握し、電気自動車メンテナンス人材育成の仕組みづくりに向けた課題の洗い出しを行う。
※電気自動車のメンテナンスに係る知識・技術を習得する仕組みづくり等
 - ✓ 長中期的にメンテナンス技術者を育成する仕組みづくりの検討
中学生や高校生を中長期的に電気自動車メンテナンス技術者として育てていく上で課題の洗い出し
 - ✓ メンテナンス設備導入に係る資金調達の仕組み検討
電気自動車のメンテナンスには専用設備、工具等が必要であり、設備導入には資金調達が必要となるため、補助事業の活用等を促す仕組みづくりを実施
- (5) 検討委員会の開催
 - ✓ 有識者や関係者を交えて施策の進捗評価と方向性の審議
※資料作成、委員への謝金支払い、会議運営等含む
- (6) 成果報告書の作成

5. 委託業務の期間

契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日(水)

6. 委託業務の成果物

成果報告書(紙媒体:正1部、副1部、電子媒体1部(CD-R等))を提出する。

7. その他

経費の支出状況をまとめた実績報告書1部(支払いの事実を証する書類を添付)を提出する。

以上